

建屋滞留水の水位管理の変更について

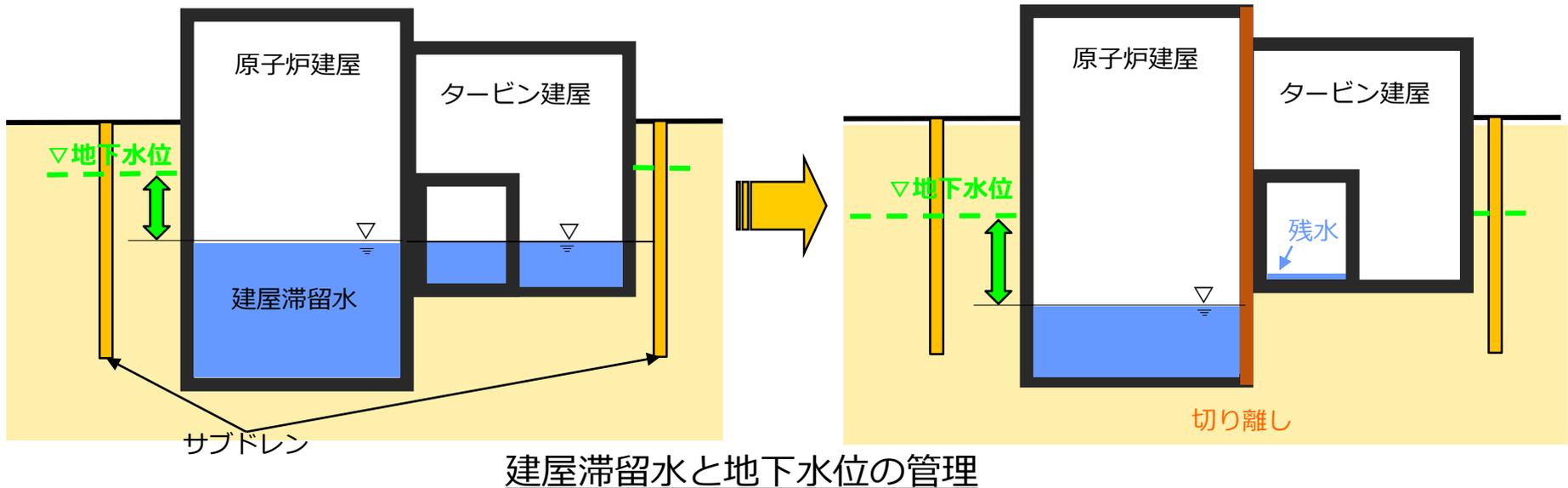
2017年3月22日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

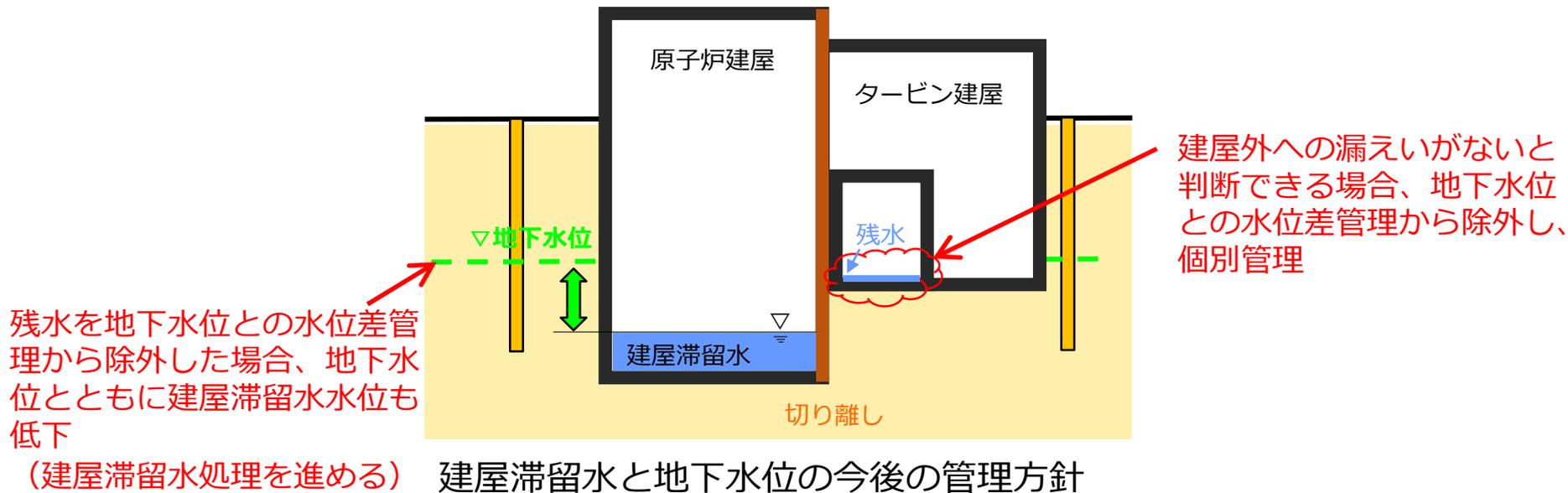
1. 今後の建屋滞留水処理（1 / 2）

- 建屋滞留水の水位を、地下水水位（サブドレン水位）より低く管理することで、建屋滞留水の建屋外への漏えいを防止している。
- 今後、水位が逆転しないように建屋滞留水・地下水とも水位を低下させていくが、水位低下に伴い部分的に残水が残ることが予想される。



1. 今後の建屋滞留水処理 (2 / 2)

- 残水エリアについては、速やかに可能な限り排水する。
- 建屋外への漏えいがないと判断できる場合、地下水位より低く管理する対象から除外する。
- 具体的な管理方法を次頁に示す。



残水を地下水位との水位差管理から除外した場合、地下水位とともに建屋滞留水水位も低下

(建屋滞留水処理を進める)

建屋滞留水と地下水位の今後の管理方針

- 以下に、残水エリアの具体的な管理方法を示す。
 - 1) 建屋滞留水の水位低下と並行して、現場調査のための線量低減等も進め、各エリアの残水状況を確認する。
 - 2) 残水が確認された場合、原則、排水ポンプにて可能な限り排水する。
 - 3-1) 排水後、地下水位より低く管理する対象から除外。
 - 3-2) 十分に排水出来ない場合であっても、構造上連通しておらず、当該エリアの水位が安定していることが確認され、建屋外への漏えいがないと判断できる場合、地下水位より低く管理する対象から除外。
なお、建屋外への漏えいがないと判断できない場合、地下水位との管理対象から除外しない。
 - 4) 地下水位との管理対象から除外した後にも地下水や雨水等により残水が生じることも想定されるが、監視を継続し、引き続き可能な限り排水したうえで、建屋外への漏えいがないと判断出来るレベル以下で管理する。

I. 調査により残水が確認された場合

原則、排水ポンプにて可能な限り排水する。なお、地下水水位より残水エリアの水位が高かった場合、サブドレン設備の全停も行う。

以降は水位安定を確認し、建屋外への漏えいがないと判断出来るレベルを定め、適切な頻度での水位監視および必要に応じた排水を行い、定めた範囲内での水位管理を行う。

① 可能な限り排水した場合

可能な限り排水した（水位計での測定が不可能となるレベル）後は地下水水位との水位差管理から除く。

建屋外への漏えいがないと判断出来るレベルの設定方法は下記2つ。

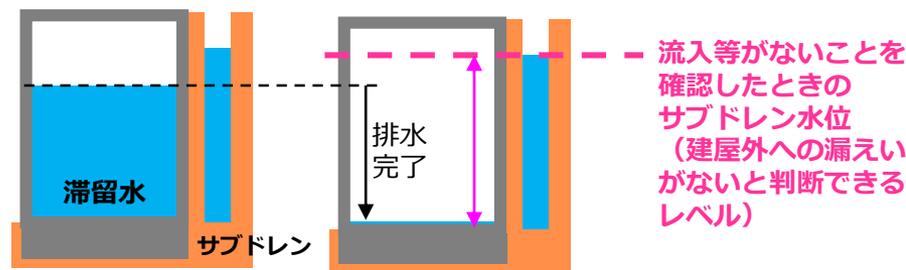
①-1 残水エリア水位 < 地下水水位の場合

排水後、地下水流入が確認されなかった場合、その時点の地下水水位を建屋外への漏えいがないと判断出来るレベルとする。

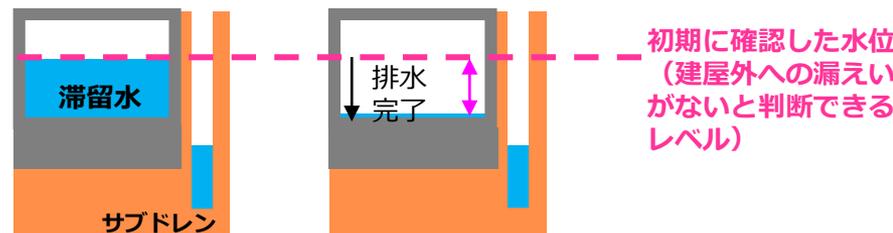
①-2 残水エリア水位 > サブドレン水位

確認時に地下水水位は当該エリアより低いことから、地下水流入はないと考えられ、初期に確認した水位を建屋外への漏えいがないと判断出来るレベルとする。

①-1 残水エリア水位 < 地下水水位の場合



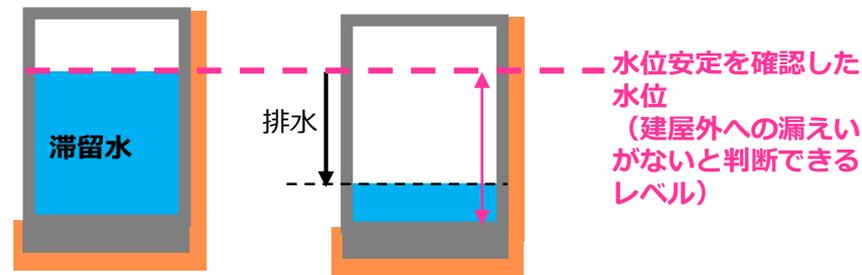
①-2 残水エリア水位 > 地下水水位の場合



② 十分な排水が困難な場合

残水エリアの水位安定を確認できた場合は地下水水位との水位差管理から除く。

水位安定を確認した時の水位を建屋外への漏えいがないと判断出来るレベルとする。



II. 既知の残水エリアを水位差管理から除外する場合

地下水水位との水位差管理から除くことが可能であることを確認し、当該エリアより地下水水位を低下させる。

以降は水位安定を確認し、建屋外への漏えいがないと判断出来るレベルを定め、適切な頻度での水位監視および必要に応じた排水を行い、定めた範囲内での水位管理を行う。

建屋外への漏えいがないと判断出来るレベルの設定は I. と同様。